

司令車 1 号・2 号購入事業 仕様書

うるま市消防本部

第1 総則

1 目的

この仕様書は、うるま市消防本部（以下「消防本部」という。）が令和8年度に売買契約する司令車1号・2号（以下「車両」という。）2台の仕様について定めることを目的とする。

2 法令等の遵守

車両は、次に掲げる法令、通達等に適合するものであること。

- (1)道路運送車両法。(昭和26年法律第185号)
- (2)道路運送車両の保安基準。(昭和26年運輸省令第67号)
- (3)その他の関係する全ての法令、通達等。

3 条件

- (1)車両は、総務省令で定める自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合し、かつ道路運送車両法、道路運送車両の保安基準に定める要件等の関係法令、通達及び本仕様の規定する事項全てに適合し、沖縄県公安委員会に緊急自動車として承認が得られること。
- (2)一切の疑義等は、すべて消防本部の解釈に従うものとする。
- (3)仕様書に疑義が生じた時は、消防本部と協議のうえ承認を得た場合のみ仕様を変更するものとし、新たに指示した事項については、本仕様書と同等の扱いとすること。
- (4)艀装及び車両の移動にあつては事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は速やかに消防本部に連絡をするとともに、その被害について一切の責任を受注者が負うこと。
- (5)普通自動車として登録できるように高さを調整すること。
- (6)防錆加工及びSGコートを行うこと。
- (7)本仕様書に明記されていない点は消防本部と打合せすること。

4 提出書類

- (1)受注者は製作に先立ち、次の図書を各2部うるま市に提出し、承認を受けること。
 - ①設計図
 - ②作業工程表
 - ③電気配線図
 - ④価格内訳書
- (2)完成車納入時に次の図書を提出すること。
 - ①完成図（2部）
 - ②車両整備台帳（1部）
 - ③車両取扱説明書（1部）
 - ④最終艀装四面図（2部）
 - ⑤最終電気配線図（2部）
 - ⑥車両整備解説書（1部）
 - ⑦装備資機材取扱説明書、保証書（各1部）
 - ⑧緊急自動車届出確認書（1部）
 - ⑨自動車検査証（1部）

5 検査

検査は本仕様書及び提出図書に基づき次により行う。

- (1) 中間検査は、打合せにより決定し、行うこと。
- (2) 完成検査は、職員の立会いのもと、全ての艤装、塗装及び装備が完了した時点で実施するものとし、納入期限までに補修又は調整ができる余裕日数を持つこと。
- (3) 完成検査を受けようとする時は、当該検査の 14 日前までに書面により検査の依頼をすること。
- (4) 検査項目は、艤装検査、取付機器検査、付属品検査、機能検査とする。
- (5) 完成検査において不適となった場合は、うるま市の指示に従い早急に対策を講じ、再検査を受けること。

6 技術指導

受注者は完成車両納入時又は、消防本部の指定する時期に技術指導を行うこと。

7 保証期間

本車の保証期間は、検査合格後 1 年間とする。ただし、補償期間後であっても、設計、製作及び材質不良に起因する故障等が生じたときは、受注者が無償により修復すること。

8 費用負担

完成車両の回送費用、試験及び技術指導等に関する費用、その他の納入までの必要経費については全て受注者が負担すること。(自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料は消防本部負担とする。)

9 納期

- (1) 納入期限 令和 1 1 年 3 月 3 0 日 (金) 債務負担案件。

但し、新規法規制や世界的な材料不足、疾病の蔓延、国際紛争による物品供給の遅れなどにより、生産及び積載品の入荷が遅れた場合は、協議可能とする。

- (2) 納入場所 うるま市石川消防署 (うるま市石川曙 2 5 9 6 番地)
うるま市与勝消防署 (うるま市勝連平安名 1 4 3 5 番地)
- (3) 車両及び装備品は、全て規格・検査に合格したものを納入すること。
- (4) 車両納入時の燃料は、満タンとすること。

第2 シャシ規格

1 シャシの条件

- (1) 2026 年以降に製造されたシャシとすること。
- (2) 積載品等の荷重による局所的な変形を生じないこと。

2 シャシの形状等

次に掲げる要件と同等のものとし、普通自動車として登録可能な構造とすること。

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 車体 | スズキジムニーJL 又は同等規格以上 |
| (2) 全長 | 3,600mm 以下 |
| (3) 全幅 | 1,650mm 以下 |
| (4) 全高 | 2,000mm 以下 |
| (5) 最低地上高 | 200mm 以上 |
| (6) ホイルベース | 2,450mm 以下 |
| (7) トランスミッション | 4 A T |
| (8) 駆動方式 | 4 輪駆動方式 |
| (9) 使用燃料 | 無鉛レギュラーガソリン |
| (10) 乗車定員 | 4 人 |

3 使用材料及び部品の規格

- (1) 使用材料及び部品は、全て新品製品又は新品部品のものを使用すること。
- (2) 車両に使用する材料及び部品は、特に指示するものを除き日本産業規格及び国際標準規格に適合するものを使用すること。
- (3) プラスチック類は、全て難燃性以上のものを使用すること。
- (4) キャブ内シートは、不燃化のものを使用すること。
- (5) 右ハンドルとすること。
- (6) 標準タイヤ（アルミホイール含む）とすること。
- (7) 燃料補給口付近に燃料種別及び数量を明記すること。

4 シャシの主要装備品

別表第 1 に掲げる諸装置が整備されていること。

5 付属品

別表第 2 のとおりとする。

別表第1〈主要装備品〉

NO.	装 備 品 名	数 量	備 考
1	ESP（車両走行安定補助システム）	1 式	標準
2	SRS エアバック	1 式	標準
3	パワーステアリング	1 式	標準
4	パワーウインドウ	1 式	標準
5	パワードアロック	1 式	標準
6	ドアバイザー	1 式	
7	サンバイザー	1 式	標準
8	エアコン	1 式	標準
9	盗難防止システム	1 式	

別表第2〈付属品〉

NO.	付 属 品 名	数 量	備 考
1	フロアマット	1 式	標準
2	補修塗料（タッチペン式）	各 3 個	朱色（消防車専用色）
3	スペアキー	3 本	リモコン式×2・他1
4	スペアタイヤカバー	1 式	

第3 艀装

1 艀装の条件

艀装は、この仕様書に適合して製作されると共に、次の条件を満たした車両として最適な構造及び性能を有するものであること。

- (1)堅ろうにして、長期の使用に耐えられるものであること。
- (2)維持管理が経済的に行えるものであること。
- (3)使用、取扱い上の安全性、操作性を十分考慮したものであること。
- (4)清掃、点検、整備及び調整が安全に行えるように考慮すること。

2 打合せ

契約締結後、製作に先立ち消防本部と艀装仕様について打合せること。

3 艀装上の疑義

- (1)製作にあたり、本仕様書の変更の必要を認めた時は、直ちに消防本部に連絡し、その指示を受けた後、速やかに確認の図書を提出し、承認を受けるものとする。
- (2)工業所有権に関する法令に接触する問題及びその他関係ある問題が発生した場合は、責任をもって解決すること。

4 使用材料及び部品の規格

- (1)使用材料及び部品は、全て新品製品又は新品のものを使用する。
- (2)車両に使用する材料及び部品は、特に指示するものを除き日本産業規格及び国際標準規格に適合するものを使用する。
- (3)プラスチック類は、全て難燃性以上のものを使用すること。

5 車両上部

- (1)フロント上部に散光式警光灯（LED 式）を取付けること。
なお、サイレンと連動・非連動のスイッチを設け、防水加工を施すこと。
- (2)無線アンテナは防水加工を施し取付けること。
- (3)屋根部分へ水漏れ等が生じないよう防水加工を施すこと。
- (4)サイレンスピーカー取付位置は、警光灯内に内蔵のものとする。
- (5)散光式警光灯の後ろに、ルーフキャリアを下記のとおり取付けること。
 - ア 寸法は、長さ約 1,000mm、幅約 1,200mm とすること。
 - イ ルーフキャリア周縁に、高さ 100mm～150mm の転落防止用の枠を設け、ロープ等をかけるフックを取付けること。
 - ウ 材質は、ステンレス製とする。
 - エ 取付位置及び寸法等については、うるま市と打合せること。

6 車両内部（運転席及び助手席）

- (1)電子サイレンアンプを運転席及び助手席から操作しやすい位置に取付けること。なお、取付位置については別途打合せとする。
- (2)床面にフロアマットを設け、艀装品等の形状に合わせた加工を施すこと。

(3)専用アンプ・スピーカー・マイクを取付けること。なお、取付け位置については別途打合せとする。

7 電装

オルタネータ及びバッテリーは、照明及び電子機器等を全て使用した場合でも十分な能力を有するものであること。

8 塗装

車体の塗装は、アルミ材・ステンレス材以外は朱色とし、塗装保護のためコーティング剤等による塗膜の保護をすること。

9 外装表示

(1)消防本部の指定する位置に「うるま市消防本部及び司令車1号・2号」等、「令和8年度特定防衛施設周辺整備調整交付金及び防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム」等の表示をすること。(別途協議)

(2)外装表示の字体、大きさ及び記入位置は別途打合せすること

10 消防用車載型無線設備関係

(1)車載型無線電話措置は消防本部が指定する車両から移設し、必要な措置を施すこと。

(2)デジタルに対応できるようにアンテナ配線等を施すこと。

(3)取り付けに関する費用は受注者が負担すること。

(4)詳細にあつては、消防本部と十分協議の上決定すること。

11 ヒッチメンバー

(1)ヒッチメンバー(牽引トレーラー総重量:750kg)を取り付けること。(950登録)を行うこと。

(2)牽引トレーラー連動電装措置ソケットを取り付けること。

12 その他

本仕様書に記載がなくとも、メーカーの公表した仕様について、知り得る艤装は全て情報提供し消防本部と協議すること。

積載装備品

車両取付品及び装備品

NO.	装 備 品 名	数 量	備 考
1	電子サイレンアンプ	1 式	電子サイレン（軽自動車として登録できるものを設置すること） サイレンスピーカー含む
2	車載用アンプ・スピーカー	1 式	専用マイクを装備すること
3	ドライブレコーダー	1 式	ECLIPSE DREC4000 同等規格品以上

車両外部装備品

No.	装 備 品 名	数 量	備 考
1	LED 散光式警光灯	1 個	名古屋電気工業株式会社 XB12-B7A50【標識灯付】同等規格品 以上可（契約後協議可能）
2	消防章（150mm）（別途協議）	1 式	強固に取り付けること
3	ルーフキャリア	1 式	アイバワークス製 NOSELDA-Pro 1060 サイズ（同等規格品以上可）
4	ヒッチメンバー	1 式	7 5 0 kg用※9 5 0 登録を行うこと
5	牽引トレーラー連動電装装置ソケット	1 式	